

事業主の
皆さまへ

足場の組立て等 作業に係る教育訓練 に関する法律の 内容について

建災防では本部と都道府県支部が一体となり、「足場の組立て等
業務に係る特別教育」からはじまる足場に関する一連の各種教育
を開講しています。

あなたの会社の労働者などのキャリアに応じて体系化した教育の
受講を是非お勧めします。

詳しい内容については、このパンフレットをご覧ください。

特別教育

足場の組立て等の業務に係る特別教育

安衛法第59条第3項・安衛則第36条

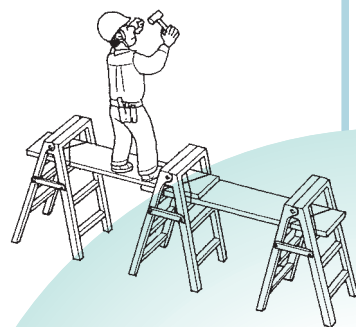
助成金対象 ※1

建災防都道府県支部実施

平成27年7月1日より施行された改正労働安全衛生規則において、足場の組立て、解体又は変更の作業（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に労働者を就かせるときは、**特別教育を修了していること**が必要となりました。

作業に従事する前に特別教育を受講しましょう！

- Q ▶ 内装工事などで使用される脚立足場の組立て等の作業も特別教育は必要ですか？
A ▶ 脚立足場やローリングタワーの組立て等の作業に就く場合も特別教育が必要です。
- Q ▶ 足場の組立等の作業で特別教育が必要になる高さはどのくらいですか？
A ▶ 高さに制限はありません。よって、足場の組立て等の業務に就く方は必ず特別教育を修了している必要があります。
- Q ▶ 18歳未満が足場の組立て等の作業についても問題ありませんか？
A ▶ 年少者労働基準規則第8条第25項により18歳未満の就業は不可です。
しかし、足場の組立て等の知識を習得するために特別教育を受けることは可能です。



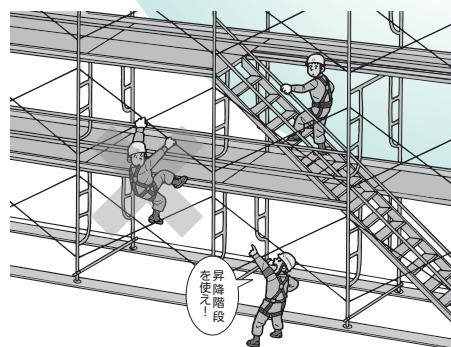
足場の組
作業に就く
教育を受講

助成金対象 ※1 足場の組立て等の**特別教育**および、**作業主任者技能講習**については、受講に伴う経費等が厚生労働省の“**建設労働者確保育成助成金**”の対象になっています。助成金制度を受けるためには一定の要件があります。詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省が示した「**足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱**」において、「足場が計画どおりに設置されていることの確認」、「墜落防止措置が適切な状態で維持されていることの確認」などは、足場の組立て又は変更後に足場上で作業を安全に行うために極めて重要な事項とされています。

また、足場等の安全点検の実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法 第19条の2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等**十分な知識・経験を有する者から指名する**こととされています。

「十分な知識・経験を有する者」については、通達（足場等の安全点検の確実な実施について）で具体的に示されており、その中に**本研修の修了者**があります。



- Q ▶ 足場（つり足場を除く。）の点検はいつ行えばよいのですか？
A ▶ 労働安全衛生規則第567条において、
①足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前
②強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震の後又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときと定められています。

点検実務

安衛則第567条・足場等の安全点検の確実な実施について

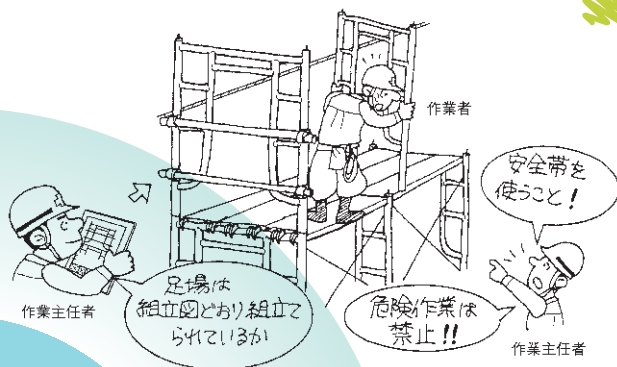
建災防都道府県支部実施

施工管理者等のための足場点検実務者研修

労働安全衛生法第14条において事業者は、政令で定める労働災害を防止するための管理を必要とする作業では、**技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任すること**とされており、労働安全衛生法施行令第6条第15号において「**つり足場**（ゴンドラのつり足場を除く。）**張出し足場**又は**高さが5メートル以上の構造の足場**の組立て、解体又は変更の作業」は作業主任者を選任すべき作業として定められています。

受講資格は？

- (1) 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの
- (3) その他厚生労働大臣が定める者



立て等の
前に必要な
しましょう！

労働安全衛生法第19条の2において、『事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、**能力の向上を図るための教育等**を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。』とされています。

受講対象は？

能力向上教育に関する指針において、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了してから**一定期間毎**（概ね5年）及び、**当該事業場において機械設備等に大幅な変更があった時**とされています。



教育は繰り返し行うことが効果的です！

この講座は、**事業場で特別教育の講師を担当する者に、特別教育を効果的に行うためにテキスト等の内容をどのように教えるかなどの知識や教育方法を習得していただく教育**です。

また、この講座は1日講座で開催しており、修了者には修了証を交付します。

受講対象は？

この講座を受講していただくにあたり要件などはありませんが、足場の組立て等作業主任者技能講習修了者や足場の組立て等の実務に経験豊富な方の受講をお勧めします。

CPDS認定講座 ※2

(一社)全国土木施工管理技士会連合会(以下全国技士会)の継続学習制度(「CPDS」、Continuing Professional Development Systemの略)は、土木施工管理技士に必要な技術力向上のために加入者が講習会などで学習した場合に、学習の記録を全国技士会に登録し、必要な時に全国技士会が学習履歴証明書を発行するシステムです。

※ 本教育を受講されても特別教育を修了したことにはなりません。

立て等の
前に必要な
しましょう!

安全衛生教育は、労働者の安全衛生に関する意識を向上させるために必要であり、また教育は**繰り返し行うことが効果的**です。事業主が先頭に立ち、会社からの足場の組立て等の作業による労働災害を未然に防ぎましょう。



ポスター(安全帯着帯)



ポスター(足場の点検)

建災防ではこれらの**各種テキスト**等を用いて**足場関連の教育**を行っています

足場の組立て等作業従事者必携
〔特別教育用テキスト〕



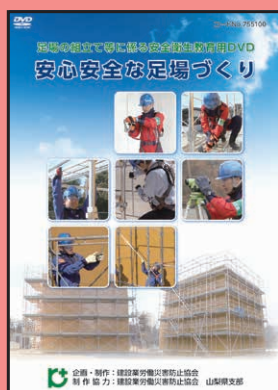
内部工事用足場編
〔特別教育用サブテキスト〕



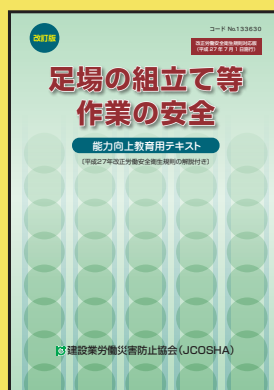
足場の組立て後等安全点検表
〔建災防統一足場点検表（CD-ROM付）〕



足場の組立て等工事の作業指針
〔作業主任者技能講習用テキスト〕



講師用補助DVD
「安心安全な足場づくり」



足場の組立て等作業の安全
〔能力向上教育用テキスト〕

教材・ポスターの注文は各支部で承っております
(東京都内の方は教材管理課 TEL:03-3453-3391)

建災防が行う各種教育は、

講師

法令が求める講師資格を満たしていることは勿論、労働安全衛生法令の専門家や、作業経験の豊富な講師陣を揃えています。さらに、講師に対して建災防内部の研修会を行うなど、教育水準の向上に努めています。

教材

独自に開発したテキストを用い、教育内容によっては、視聴覚教材（DVD）を活用するなど、わかりやすい教育を提供するよう努めています。

修了証

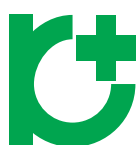
修了者帳簿を永年保存しておりますので、万が一、修了証を紛失した場合でも、修了証の再交付が可能です。

建災防都道府県支部

お問い合わせ先(支部一覧)

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道	011-261-6187	石川	076-244-7146	岡山	086-225-4132
青森	017-773-6200	福井	0776-24-1197	広島	082-228-8250
岩手	019-623-4411	山梨	055-221-8810	山口	083-924-3743
宮城	022-224-1797	長野	026-228-7200	徳島	088-622-3113
秋田	018-823-5499	岐阜	058-276-3743	香川	087-821-5243
山形	023-642-3033	静岡	054-255-1080	愛媛	089-943-5330
福島	024-522-2266	愛知	052-242-4441	高知	088-822-0321
茨城	029-300-4638	三重	059-227-5922	福岡	092-483-5101
栃木	028-639-3133	滋賀	077-522-3232	佐賀	0952-26-2779
群馬	027-252-1669	京都	075-231-6587	長崎	095-820-7755
埼玉	048-862-2542	大阪	06-6941-2961	熊本	096-371-3700
千葉	043-225-8524	兵庫	078-997-2323	大分	097-538-0745
東京	03-3551-5372	奈良	0742-22-3345	宮崎	0985-20-8610
神奈川	045-201-8456	和歌山	073-436-1327	鹿児島	099-257-9211
新潟	025-285-7141	鳥取	0857-24-2281	沖縄	098-876-5273
富山	076-478-4900	島根	0852-21-9004		

建災防本部



建設業労働災害防止協会（略称：建災防）

〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号 安全衛生総合会館7階
 TEL 03-3456-0618(教育部直通)、03-3453-8201(代表)
 FAX 03-3456-2458
 ホームページアドレス <http://www.kensaibou.or.jp/>